

京 都 大 学 に お け る 学 生 納 付 金 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 本学における授業料、入学料及び検定料の額 (第6条に定めるものを除く。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当する場合は、その者の申出により、当該各号に掲げる額を返還するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通則第6条の規定による学部の入学に係る試験において、入学の出願を受理した後に本学が<u>大学入試センター試験</u>において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより出願の資格がないことが判明した者 13,000円</p> <p>(3)・(4) } (略)</p> <p>3~5 } (後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 通則第6条の規定による学部の入学に係る試験において、入学の出願を受理した後に本学が<u>大学入学共通テスト</u>において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより出願の資格がないことが判明した者 13,000円</p> <p>(3)・(4) } (同 左)</p> <p>3~5 }</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>2 改正前の第2条第2項第2号に該当する者から申出があった場合の同号に掲げる額の返還については、改正後の同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>